

昭和三十三年厚生省令第十五号

保険医療機関及び保険医療費担当規則

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三号ノ四第一項及び第四十三号ノ六第一項（これらの規定を同法第五十九号ノ二第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）を実施するため、保険医療機関及び保険医療費担当規則を次のように定める。

- 第一章 保険医療機関の療養担当（第一条―第十一号の三）
- 第二章 保険医の診療方針等（第十二条―第二十三号の二）
- 第三章 雑則（第二十四号）

第一章 保険医療機関の療養担当

第一条 保険医療機関が担当する療養の給付並びに被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者の療養（以下単に「療養の給付」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

第二条 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

第三条 保険医療機関は、その担当した療養の給付に係る患者の疾病又は負傷に関し、他の保険医療機関から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

第四条 保険医療機関は、その担当する療養の給付に關し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等

に係る手続及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

第五条 健康保険事業の健全な運営の確保

第六条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第七条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第八条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第九条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十一条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十二条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十三条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十四条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十五条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

第十六条 健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

だし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

第十七条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第十八条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第十九条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十一条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十三条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十四条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

第二十五条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五号第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つては、前項の規定は、適用しない。

一部負担金、法第八十五条に規定する食事療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「食事療養標準負担額」という。）、法第八十五条の二に規定する生活療養標準負担額（同条第二項の規定により算定した費用の額が生活療養標準負担額に満たないときは、当該費用の額とする。以下単に「生活療養標準負担額」という。）、又は法第八十六条の規定による療養（法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。）については、法第七十六条第二項、第八十五条第二項、第八十五条の二第二項又は第八十六条第二項第一号の費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第七十六条の規定による家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受けるものとする。

第二十六条 保険医療機関は、食事療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条第二項又は第八十六条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額を支払を、生活療養に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十五条の二第二項又は第八十六条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額を支払を、法第六十三条第二項第三号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）、同項第四号に規定する患者申出療養（以下「患者申出療養」という。）、又は同項第五号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において法第八十六条第二項又は第八十六条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額を支払を受けることができる。

第二十七条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第二十八条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第二十九条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第三十条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第三十一条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第三十二条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第三十三条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

第三十四条 保険医療機関のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七号第二項第五号に規定する一般病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第四号第一項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が二百未満であるものを除く。）、同法第四号の二第一項に規定する特定機

能病院及び同法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（同法第三十条の十八の四第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院として都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満であるものを除く。）であるものは、法第七十条第三項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介すること。

二 選定療養（厚生労働大臣の定めるものに限る。）に關し、当該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払を求めること（厚生労働大臣の定める場合を除く。）。

（領収証等の交付）

第五条の二 保険医療機関は、前条の規定により患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。

2 厚生労働大臣の定める保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

第五条の二の二 前条第二項の厚生労働大臣の定める保険医療機関は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第五条第一項の規定を除く。）において、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。

2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

（食事療養）

第五条の三 保険医療機関は、その入院患者に対して食事療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上に努めなければならない。

2 保険医療機関は、食事療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、食事療養標準負担

額の支払を受けることにより食事を提供するものとする。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて食事療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に關して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等に見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に關する事項を掲示しなければならない。

（生活療養）

第五条の三の二 保険医療機関は、その入院患者に対して生活療養を行うに当たっては、病状に応じて適切に行うとともに、その提供する食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水に關する適切な療養環境の形成に努めなければならない。

2 保険医療機関は、生活療養を行う場合には、次項に規定する場合を除き、生活療養標準負担額の支払を受けることにより食事を提供し、温度、照明及び給水に關する適切な療養環境を形成するものとする。

3 保険医療機関は、第五条第二項の規定による支払を受けて生活療養を行う場合には、当該療養にふさわしい内容のものとするほか、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に關して説明を行い、その同意を得なければならない。

4 保険医療機関は、その病院又は診療所の病棟等に見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に關する事項を掲示しなければならない。

（保険外併用療養費に係る療養の基準等）

第五条の四 保険医療機関は、評価療養、患者申出療養又は選定療養に關して第五条第二項又は第三項第二号の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、その種類及び内容に応じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、患者に対しその内容及び費用に關して説明を行い、その同意を得なければならない。

2 保険医療機関は、その病院又は診療所の見やすい場所に、前項の療養の内容及び費用に關する事項を掲示しなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 保険医療機関は、患者から保険給付を受けるために必要な保険医療機関又は保険医の証

明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第八十七条第一項の規定による療養費（柔道整復を除く）に係るものに限る。法第九十九条第一項の規定による傷病手当金、法第一百一条の規定による出産育児一時金、法第一百零一条の規定による出産手当金又は法第一百四十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

（指定訪問看護の事業の証明）

第七条 保険医療機関は、患者が指定訪問看護事業者（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）から指定訪問看護（法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護並びに介護保険法第四十一条第一項本文に規定する指定居宅サービス（同法第八十四条第四項に規定する訪問看護の場合に限る。）及び同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（同法第八十八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護の場合に限る。）をいう。以下同じ。）を受ける必要があると認められた場合には、当該患者に対しその利用手続、提供方法及び内容等につき十分説明を行うよう努めなければならない。

（診療録の記載及び整備）

第八条 保険医療機関は、第二十二條の規定による診療録に療養の給付の担当に關し必要な事項を記載し、これを他の診療録と区別して整備しなければならない。

（帳簿等の保存）

第九条 保険医療機関は、療養の給付の担当に關する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

（通知）

第十条 保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。

一 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。

二 闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。

三 正当な理由がなくて、療養に關する指揮に従わないとき。

四 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。

（入院）

第十一条 保険医療機関は、患者の入院に關しては、療養上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。

2 保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、それぞれ患者を入院させなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（看護）

第十一条の二 保険医療機関は、その入院患者に対して、患者の負担により、当該保険医療機関の従業者以外の者による看護を受けさせてはならない。

2 保険医療機関は、当該保険医療機関の従業者による看護を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告）

第十一条の三 保険医療機関は、厚生労働大臣が定める療養の給付の担当に關する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第二章 保険医の診療方針等

（診療の一般的方針）

第十二条 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

（療養及び指導の基本準則）

第十三条 保険医は、診療に當つては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導しなければならない。

(指導)
第十四条 保険医は、診療にあたっては常に医学の立場を堅持して、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をしなければならない。

第十五条 保険医は、患者に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。
(転医及び対診)

第十六条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその診療について疑義があるときは、他の保険医療機関へ転医させ、又は他の保険医の対診を求めめる等診療について適切な措置を講じなければならない。
(診療に関する照会)

第十七条 保険医は、その診療した患者の疾病又は負傷に關し、他の保険医療機関又は保険医から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。
(施術の同意)

第十八条 保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。
(特殊療法等の禁止)

第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十七項に規定する治験(以下「治験」という。)に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

2 歯科医師である保険医は、厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。ただし、治験に係る診療において、当該治験の対象とされる機械器具等を使用する場合その他厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。
(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 保険医は、診療に当たつては、健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)
第十九条の三 保険医は、処方箋の交付に關し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。

2 保険医は、処方箋の交付に關し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
(指定訪問看護事業との関係)

第十九条の四 医師である保険医は、患者から訪問看護指示書の交付を求められ、その必要があると認められた場合には、速やかに、当該患者の選定する訪問看護ステーション(指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)に交付しなければならない。
2 医師である保険医は、訪問看護指示書に基づき、適切な訪問看護が提供されるよう、訪問看護ステーション及びその従業者からの相談に際しては、当該指定訪問看護を受ける者の療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。
(診療の具体的方針)

第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。
一 診察
イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の特性等を顧慮して行う。
ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行つてはならない。
ニ 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
ホ 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目的をもつて行つてはならない。ただし、治験に係る検査については、この限りでない。
二 投薬
イ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。

ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与し、必要があると認められる場合に二剤以上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
二 投薬を行うに当たつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第十四条の四第一項第二号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。)(以下「後発医薬品」という。)の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等患者が後発医薬品を選択しやすくなるための対応に努めなければならない。

ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養上の注意を行うことにより、治療の効果を挙げることができると認められる場合は、これらに關し指導を行い、みだりに投薬をしてはならない。
ヘ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

ト 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない。厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

三 処方箋の交付
イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて四日以内とする。ただし、長期の旅行等特殊の事情があると認められる場合は、この限りでない。

ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋(保険医が診療に基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処方する場合に限り、複数回(三回までに限る。)の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。)の二回目以降の使用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に關し、当該処方箋がリフィル処方箋である場合における同号の規定の適用については、同号へ中「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。

四 注射
イ 注射は、次に掲げる場合に行う。
(1) 経口投与によつて胃腸障害を起すおそれがあるとき、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によつては治療の効果を期待することができないとき。
(2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要があるとき。
(3) その他注射によらなければ治療の効果を期待することが困難であるとき。

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
ハ 内服薬との併用は、これによつて著しく治療の効果を挙げることが明らかな場合又は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待することが困難である場合に限つて行う。
ニ 混合注射は、合理的であると認められる場合に行う。

ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。
五 手術及び処置

五 手術及び処置

イ 手術は、必要があると認められる場合に
行う。

ロ 処置は、必要の程度において行う。

六 リハビリテーションは、必要があると認められる
場合に行う。

六の二 居室における療養上の管理等
居室における療養上の管理及び看護は、療養上適
切であると認められる場合に行う。

七 入院

イ 入院の指示は、療養上必要があると認め
られる場合に行う。

ロ 単なる疲労回復、正常分べん又は通院の
不便等のための入院の指示は行わない。

ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保
険医療機関の従業者以外の者による看護を
受けさせてはならない。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体
的方针は、第十二条から第十九条の三までの規
定によるほか、次に掲げるところによるものと
する。

一 診察

イ 診察は、特に患者の職業上及び環境上の
特性等を顧慮して行う。

ロ 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び
薬剤服用歴を確認しなければならない。た
だし、緊急やむを得ない場合については、
この限りではない。

ハ 健康診断は、療養の給付の対象として行
つてはならない。

ニ 往診は、診療上必要があると認められる
場合に行う。

ホ 各種の検査は、診療上必要があると認め
られる場合に行う。

ヘ ホによるほか、各種の検査は、研究の目
的をもつて行つてはならない。ただし、治
験に係る検査については、この限りでな
い。

二 投薬

イ 投薬は、必要があると認められる場合に
行う。

ロ 治療上一剤で足りる場合には一剤を投与
し、必要があると認められる場合に二剤以
上を投与する。

ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状
の経過に応じて投薬の内容を変更する等の
考慮をしなければならない。

ニ 投薬を行うに当たつては、後発医薬品の
使用を考慮するとともに、患者に後発医薬
品を選択する機会を提供すること等患者が
後発医薬品を選択しやすくなるための対応
に努めなければならない。

ホ 栄養、安静、運動、職場転換その他療養
上の注意を行うことにより、治療の効果を
挙げるができることと認められる場合は、
これらに指導を行い、みだりに投薬を
してはならない。

ヘ 投薬量は、予見することができる必要期
間に従つたものでなければならない。この
場合において、厚生労働大臣が定める内服
薬及び外用薬については当該厚生労働大臣
が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四
日分、三十日分又は九十日分を限度とす
る。

三 処方箋の交付

イ 処方箋の使用期間は、交付の日を含めて
四日以内とする。ただし、長期の旅行等特
殊の事情があると認められる場合は、この
限りでない。

ロ イの規定にかかわらず、リフィル処方箋
の二回目以降の使用期間は、直近の当該リ
フィル処方箋の使用による前号への必要期
間が終了する日の前後七日以内とする。

ハ イ及びロによるほか、処方箋の交付に関
しては、前号に定める投薬の例による。た
だし、当該処方箋がリフィル処方箋である
場合における同号の規定の適用については、
同号へ中「投薬量」とあるのは、「リ
フィル処方箋の一回の使用による投薬量及
び当該リフィル処方箋の複数回の使用によ
る合計の投薬量」とし、同号へ後段の規定
は、適用しない。

四 注射

イ 注射は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 経口投与によつて胃腸障害を起すおそ
れがあるとき、経口投与をすることがで
きないとき、又は経口投与によつては治
療の効果を期待することができないと
き。
- (2) 特に迅速な治療の効果を期待する必要
があるとき。
- (3) その他注射によらなければ治療の効果
を期待することが困難であるとき。

ロ 注射を行うに当たつては、後発医薬品の
使用を考慮するよう努めなければならない
。

ハ 内服薬との併用は、これによつて著しく
治療の効果を挙げることが明らかな場合又
は内服薬の投与だけでは治療の効果を期待
することが困難である場合に限つて行う。
ニ 混合注射は、合理的であると認められる
場合に行う。

ホ 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補
液は、必要があると認められる場合に行
う。

五 手術及び処置

イ 手術は、必要があると認められる場合に
行う。

ロ 処置は、必要の程度において行う。

六 歯冠修復及び欠損補綴

ロ 歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準に
よつて行う。

イ 歯冠修復

(1) 歯冠修復は、必要があると認められる
場合に行うとともに、これを行つた場合
は、歯冠修復物の維持管理に努めるもの
とする。

(2) 歯冠修復において金属を使用する場合
は、代用合金を使用するものとする。た
だし、前歯部の金属歯冠修復については
合金又は白金合金を使用することがで
きるものとする。

ロ 欠損補綴

(1) 有床義歯
(一) 有床義歯は、必要があると認められ
る場合に行う。

(二) 鋲は、金位十四カラット合金又は代
用合金を使用する。

(三) パーは、代用合金を使用する。

(2) ブリッジ
(一) ブリッジは、必要があると認められ
る場合に行うとともに、これを行つた
場合は、その維持管理に努めるものと
する。

(二) ブリッジは、代用合金を使用する。

(3) 口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨
支持型補綴

口蓋補綴及び顎補綴並びに広範囲顎骨支持型補
綴は、必要があると認められる場合に行う。
七 リハビリテーションは、必要があると認められる
場合に行う。

七の二 居室における療養上の管理等
居室における療養上の管理及び看護は、療養上適
切であると認められる場合に行う。

八 入院

イ 入院の指示は、療養上必要があると認め
られる場合に行う。

ロ 通院の不便等のための入院の指示は行わ
ない。

ハ 保険医は、患者の負担により、患者に保
険医療機関の従業者以外の者による看護を
受けさせてはならない。

九 歯科矯正
歯科矯正は、療養の給付の対象として行つてはな
らない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場
合においては、この限りでない。

第二十二條 保険医は、患者の診療を行つた場合
には、遅滞なく、様式第一号又はこれに準ずる
様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を
記載しなければならない。

(処方箋の交付)

第二十三條 保険医は、処方箋を交付する場合に
は、様式第二号若しくは第二号の二又はこれら
に準ずる様式の処方箋に必要な事項を記載しな
ければならない。

2 保険医は、リフィル処方箋を交付する場合に
は、様式第二号又はこれに準ずる様式の処方箋
にその旨及び当該リフィル処方箋の使用回数
の上限を記載しなければならない。

3 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険
薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これ
に適切に対応しなければならない。

(適正な費用の請求の確保)

第二十三條の二 保険医は、その行つた診療に関
する情報の提供等について、保険医療機関が行
う療養の給付に関する費用の請求が適正なもの
となるよう努めなければならない。

第三章 雑則

(詭替規定)

第二十四條 日雇特例被保険者の保険及び船員保
険に關してこの省令を適用するについては、次
の表の第一欄に掲げるこの省令の規定中の字句

で、同表の第二欄に掲げるものは、日雇特例被保険者の保険にあつては同表の第三欄に掲げる字句と、船員保険にあつては同表の第四欄に掲げる字句とそれぞれ読み替えるものとする。

第一第二欄	第三欄	第四欄
第二健康保険事業	健康保険事業	船員保険事業
第三健康保険法(大正十一年法律第七十(昭和十四年法律第七十号。以下「法」という。))第三項に規定する「法」という。	健康保険法(大正十一年法律第七十(昭和十四年法律第七十号。以下「法」という。))第三項に規定する「法」という。	船員保険法(大正十一年法律第七十(昭和十四年法律第七十号。以下「法」という。))第三項に規定する「法」という。

法第八十六条	法第六十条	法第六十条
第六十三条第一号に規定する第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	第六十三条第一号に規定する第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	第六十三条第一号に規定する第二項第一号に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)
第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項	第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項	第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項

法第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項	法第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項	法第七十六條第二項、第八十五條第二項、第八十五條第六項、第八十二條第二項又は第八十二條第二項又は第八十六條第二項又は第八十六條第二項
法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)
法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)	法第六十三條第一號に規定する第二項第一號に規定する食事療養(以下「食事療養」という。)

第七十三條	第七十四條	第七十一條
第一項	第一項	第一項
法第七十三條	法第七十四條	法第七十一條
第一項	第一項	第一項
法第七十三條	法第七十四條	法第七十一條
第一項	第一項	第一項

附則

1 (施行期日) この省令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

2 (健康保険法施行規則の廃止) 健康保険法施行規則(昭和二十五年九月厚生省告示第二三十九号)、健康保険法施行規則(昭和二十五年九月厚生省告示第二四十四号)及び船員保険法施行規則(昭和二十五年十月厚生省告示第二七十六号)は、廃止する。

3 (経過規定) この省令の施行前に、改正前の健康保険法及び船員保険法の規定による保険医等から交付された処方せんは、この省令の規定により交付された処方せんとみなす。

4 (一部負担金等の受領に係る手続の特例) 保険医療機関は、厚生労働大臣が指定する保険医療機関の病棟における療養に関して第五条の規定による支払を受けようとする場合において、当該療養を行うに当たり、あらかじめ、患者に対しその受領方法に關して説明を行わなければならない。

附則 (昭和三六年一〇月二八日厚生省令第四五号)

この省令は、昭和三十六年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年一月一七日厚生省令第四九号)

この省令は、昭和四二年一月一七日厚生省令第四九号

この省令は、昭和四二年一月一七日厚生省令第四九号

この省令は、昭和四二年一月一七日厚生省令第四九号

この省令は、昭和四十二年十二月一日から施行する。

附則（昭和四十八年一〇月一日厚生省令第三九号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年二月二八日厚生省令第四八号）抄

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附則（昭和五一年八月二日厚生省令第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十一年十一月一日から施行する。ただし、附則第四条から附則第十二条までの規定、附則第十四条中児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一号様式及び第四号の様式の改正規定、附則第十五条中身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第八号の改正規定、附則第二十条中原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）様式第二号の改正規定、附則第二十二号中老人医療費支給規則（昭和四十七年厚生省令第五十三号）様式第二号の改正規定、附則第二十三号中戦傷病者特別援護法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）様式第三号及び様式第十四号の改正規定、附則第二十四条中母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号の改正規定並びに附則第二十五条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和五十三年一月二八日厚生省令第二号）抄

この省令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五十六年二月二日厚生省令第五号）抄

この省令は、昭和五十六年三月一日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二九日厚生省令第三七号）抄

この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

附則（昭和五十九年二月一三日厚生省令第二号）抄

この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附則（昭和五十九年九月一二日厚生省令第四五号）抄

この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月一八日厚生省令第三号）抄

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二日厚生省令第四号）抄

この省令は、昭和六十年三月一日から施行する。

附則（昭和六〇年一月二五日厚生省令第四一〇号）抄

この省令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

附則（昭和六三年三月一九日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

3 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例によるものとする。

4 第六十三条から第六十五条までの規定による改正後の省令の規定にかかわらず、診療録、歯科診療録及び処方せん並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 第六十三条から第六十五条までの規定による改正後の省令の規定にかかわらず、診療録、歯科診療録及び処方せん並びに療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に係る用紙の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成二年三月一九日厚生省令第八号）抄

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成四年三月七日厚生省令第七号）抄

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月一六日厚生省令第一〇号）抄

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年八月五日厚生省令第五〇号）抄

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の保険医療機関及び保険医療費担当規則様式第二号による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附則（平成六年八月五日厚生省令第五〇号）抄

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十六号）附則第四条又は第十二条の規定により療養の給付等とみなされる同法附則第四条に規定する付添看護については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則第十一号の二、第二十条第七号ハ及び第二十一条第八号ハの規定は適用せず、この省令による改正前のこれらの規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の保険医療機関及び保険医療費担当規則様式第一号（一）の3による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則（平成七年三月二八日厚生省令第一九号）抄

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月八日厚生省令第六号）抄

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

1 この省令の施行日に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

2 この省令の施行日に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

附則（平成九年八月二五日厚生省令第六二号）抄

この省令は、平成九年九月一日から施行する。

1 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

2 この省令の施行日前に行われた療養の給付の担当については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年三月二六日厚生省令第一九号）抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月二七日厚生省令第三二号）抄

この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。

1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成一〇年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年二月一四日厚生労働省令第一二七号）抄

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

1 第一条の規定による改正後の様式による健康保険被保険者証以外の被保険者証（健康保険継続療養証明書を含む。第七項において同じ。）の返還に際する所定事項の記入又は記録については、第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月八日厚生労働省令第三三三号）抄

この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年九月二九日厚生省令第七八号）抄

この省令は、平成一〇年十月一日から施行する。

1 保険医療機関及び保険医療費担当規則第一条に規定する保険医療機関は、当分の間、第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則第四項の規定により読み替えられた同令第四条の規定による記録をすることを要しない。

附則（平成一〇年一〇月二二日厚生省令第八六号）抄

この省令は、平成一〇年十一月一日から施行する。

附則（平成一二年三月一七日厚生省令第三〇号）抄

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年三月三一日厚生省令第八一〇号）抄

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

附則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）抄

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成一一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一三年二月一四日厚生労働省令第一二七号）抄

この省令は、平成一三年四月一日から施行する。

1 第一条の規定による改正後の様式による健康保険被保険者証以外の被保険者証（健康保険継続療養証明書を含む。第七項において同じ。）の返還に際する所定事項の記入又は記録については、第二条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一四年三月八日厚生労働省令第三三三号）抄

この省令は、平成一四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年九月一二日厚生労働省令第一二〇号）抄

この省令は、平成一四年九月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年二月二五日厚生労働省令第一五号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十五年五月一五日厚生労働省令第八九号）抄
（施行期日）

1 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

附則（平成一六年二月二七日厚生労働省令第二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年七月九日厚生労働省令第一二二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）
第九条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年八月三一日厚生労働省令第一三七号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十七年九月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現に第一条による改正前の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（次項において「旧令」という。）第五条の二に規定する要件を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている特定承認保険医療機関である病院又は診療所は、第一条による改正後の保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（次項において「新令」という。）第五条

の二に規定する要件に適合するものとして厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。この場合において、当該特定承認保険医療機関である病院又は診療所は、第二条による改正前の保険医療機関及び保険医療費担当規則第五条の二第二項に規定する高度先進医療として厚生労働大臣の承認を受けた療養に関して、当該療養に要する費用の範囲内において健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十六条第二項又は第百十条第三項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができるものとする。

附則（平成一八年三月六日厚生労働省令第二七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付に必要な設備がこの省令の施行の際まだ整備されていない保険医療機関及び保険薬局については、この省令による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則第五条の二の二又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日厚生労働省令第三三号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月五日厚生労働省令第二八号）抄
（施行期日）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一四九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一五〇号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六八号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二二年三月五日厚生労働省令第二五号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則の規定にかかわらず、同令第二十三条に規定する処方せんの様式については、平成二十二年九月三十日までの間、なお従前の例によるることができる。

附則（平成二四年三月五日厚生労働省令第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険医療機関及び保険医療費担当規則第二条の四の次に一条を加える改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第二条の三の次に一条を加える改正規定 平成二十四年十月一日

二 第一条中保険医療機関及び保険医療費担当規則第五条の二の改正規定及び第二条中保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第四条の二の改正規定並びに附則第二条及び第三条の規定 平成二十六年四月一日

（保険医療機関及び保険医療費担当規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 保険医療機関（病院を除く。）において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条の二第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められた

ときに明細書を交付することで足りるものとする。

2 保険医療機関（病院を除く。）において、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができる。

附則（平成二六年三月五日厚生労働省令第一七号）抄
（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二六年七月三〇日厚生労働省令第八七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、薬事法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第五七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二八年三月四日厚生労働省令第二七号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療費担当規則（以下「新療担規則」という。）第五条第三項に規定する保険医療機関において、同項第二号に掲げる措置を講ずることが困難であることについて正当な理由がある場合は、同号の規定にかかわらず、平成二十八年九月三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずることを要しない。

第三条 新療担規則第五条の二の二第一項に規定する保険医療機関又は第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第四条の二の二第一項に規定する保険薬局において、新療担規則第五条の二の二第一項又は新療担規則第四条の二の二第一項の明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、新療担規則第五条の二の二第一項又は新療担規則第四条の二の二第一項の規定にかかわらず

ず、平成三十年三月三十一日までの間（診療所
 二の第二項又は新薬担規則第四条の二の第二
 一項の明細書を患者から求められたときに交付
 することにより使用するものとする。

2 新薬担規則第五条の二の第二項に規定する
 保険医療機関又は新薬担規則第四条の二の第二
 項に規定する保険薬局において、新薬担規則
 第五条の二の第二項又は新薬担規則第四条の
 二の第二項の明細書の交付を無償で行うこと
 が困難であることについて正当な理由がある場
 合は、新薬担規則第五条の二の第二項又は新
 薬担規則第四条の二の第二項の規定にかかわ
 らず、平成三十年三月三十一日までの間（診療
 所において、当面の間）、新薬担規則第五条
 の二の第二項又は新薬担規則第四条の二の二
 第一項の明細書の交付を有償で行うことができ
 る。

附 則（平成三〇年三月五日厚生労働省
 令第二〇号）

1（施行期日）
 この省令は、平成三十年四月一日から施行す
 る。

2（経過措置）
 この省令の施行の日以後、第一条の規定によ
 る改正後の保険医療機関及び保険医療担当規
 則（以下「新薬担規則」という。）第五条第三
 項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ず
 ることを要する保険医療機関（この省令の施行
 の日前において、第一条の規定による改正前の
 保険医療機関及び保険医療担当規則第五条第
 三項各号に掲げる措置を講ずることを要しな
 かつたものに限る。）において、新薬担規則第
 五項第三項第二号に掲げる措置を講ずることが困
 難であることについて正当な理由がある場合
 は、同号の規定にかかわらず、平成三十年九月
 三十日までの間、同号に掲げる措置を講ずるこ
 とを要しない。

附 則（令和元年五月七日厚生労働省令
 第一号） 抄

1（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

2（経過措置）
 第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令
 で定める様式（次項において「旧様式」とい
 う。）により使用されている書類は、この省令
 による改正後のそれぞれの省令で定める様式に
 よるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要
 と認められる範囲内で、当分の間、これを取り
 繕って使用することができる。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省
 令第二〇号） 抄

1（施行期日）
 この省令は、不正競争防止法等の一部を
 改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）
 から施行する。

2（経過措置）
 この省令の施行の際現にあるこの省令に
 よる改正前の様式（次項において「旧様式」と
 いう。）により使用されている書類は、この省
 令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
 紙については、当分の間、これを取り繕って使
 用することができる。

附 則（令和二年三月五日厚生労働省令
 第二四号）

1（施行期日）
 この省令は、令和二年四月一日から施行す
 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
 号に定める日から施行する。

一 第二条及び第四条の規定 医療保険制度の
 適正かつ効率的な運営を図るための健康保険
 法等の一部を改正する法律（令和元年法律第
 九号）附則第一条第四号の政令で定める日
 二 第五条の規定 令和四年四月一日

2（経過措置）
 第一条の規定による改正後の保険医療機関及
 び保険医療担当規則第五条第三項の規定によ
 り、同項各号に掲げる措置を講ずることを要す
 る保険医療機関（この省令の施行の日以前にお
 いて、同項各号に掲げる措置を講ずることを要
 しなかつたものに限る。）において、同項第二
 号に掲げる措置を講ずることが困難であること
 について正当な理由がある場合は、同号の規定に
 かかわらず、令和二年九月三十日までの間、同
 号に掲げる措置を講ずることを要しない。

附 則（令和二年七月一七日厚生労働省
 令第一四一号） 抄

1（施行期日）
 この省令は、令和二年九月一日から施行
 する。

2（経過措置）
 4 この省令の施行の際現にあるこの省令による
 改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。）により使用されている書類は、この省令
 による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和四年三月四日厚生労働省令
 第三一号）

1（施行期日）
 この省令は、令和四年四月一日から施行
 する。ただし、第二条の規定は、令和四年十月
 一日から施行する。

2（経過措置）
 この省令の施行の際現にある第一条の規
 定による改正前の様式（次項において「旧様
 式」という。）により使用されている書類は、
 この省令による改正後の様式によるものとみな
 す。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用
 紙は、当分の間、これを取り繕って使用するこ
 とができる。

3（経過措置）
 第二条の規定による改正後の保険医療機関及
 び保険医療担当規則（以下この項において
 「新薬担規則」という。）第五条第三項の規定に
 より、同項各号に掲げる措置を講ずることを要
 する保険医療機関（医療法（昭和二十三年法律
 第二百五号）第三十条の十八の四第一項第二号
 の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一
 項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提
 供する基幹的な病院として都道府県が新たに公
 表したものに限る。）において、新薬担規則第
 五項第三項第二号に掲げる措置を講ずることが
 困難であることについて正当な理由がある場合
 は、同項の規定にかかわらず、当該公表があつ
 た日から起算して六月を経過する日までの間
 は、同号に掲げる措置を講ずることを要しな
 い。

附 則（令和四年九月五日厚生労働省令
 第二四号）

1（施行期日）
 この省令は、令和五年四月一日から施行
 する。ただし、附則第三条の規定は、保険医療
 機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び
 保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令
 の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令
 第三号）の公布の日から施行する。

2（受給資格の確認等に係る経過措置）
 第二条 第一条の規定による改正後の保険医療機
 関及び保険医療担当規則（以下「新薬担規

則」という。）第三条第二項から第四項までの
 規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局
 及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規
 則」という。）第三条第二項から第四項までの
 規定（新薬担規則第十一条において読み替えて
 適用する場合を含む。）は、次の表の上欄に掲
 げる保険医療機関又は保険薬局であつて、あら
 かじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁
 気的方式その他の他人の知覚によつては認識するこ
 とができない方式で作られる記録であつて、電
 子計算機による情報処理の用に供されるものを
 いう。）に記録し電子情報処理組織を使用して
 提出する方法その他の適切な方法により地方厚
 生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局
 長等」という。）に届け出たものについて、同
 表の下欄に掲げる期間においては、適用しな
 い。

一 患者が健康保険法（大正十 一年法律第七十号）第三条第十 三項に規定する電子資格確認 （以下「電子資格確認」とい う。）によつて保険医療機関 及び保険十のいづれか 療養の給付又は保険薬局及び 保険薬剤師療養担当規則第一 条に規定する療養の給付（以下 「療養の給付」という。）を受け る資格があることの確認を受け ることができる体制の整備に係 る事業者を行う者との間で当該体 制の整備に係る契約（令和五年 二月二十八日までに締結された ものに限る。）を締結している保 険医療機関又は保険薬局であつ て、当該事業者による当該体制 の整備に係る作業が完了してい ないもの	上欄の電気通信 回線が整備され た日から起算し た六月が経過し た日までの間
二 電子資格確認に必要な電気 通信回線（光回線に限る。）が 整備されていない保険薬局 及び保険薬局	同日までの間
三 居室における療養上の管理 及びその療養に伴う世話その 他療養上の管理及び 療養に伴う 世話その他の看	同日までの間

表式第一頁(一)
分類帳目名稱(姓名)第()號

(銀行保險單申請書)
分行業務行(保險單)保險單號碼()-內()

保險單號 _____ 733 頁
分行()

(受保保險單詳情)

1) 保險單受保人姓名(保險單號)
姓名 _____
地址 _____
保險單號碼() _____
調教中心 _____

2) 保險單受保人姓名(保險單號)
姓名 _____
地址 _____
保險單號碼() _____
調教中心 _____

3) 保險單受保人姓名(保險單號)
姓名 _____
地址 _____
保險單號碼() _____
調教中心 _____